

四国電力株式会社

伊方発電所原子炉施設保安規定 の変更に関する審査結果

原規規発第 2206017 号
令和 4 年 6 月 1 日
原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 4 年 1 月 28 日付け原子力発第 21370 号をもって、四国電力株式会社（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき申請された伊方発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）変更認可申請書が、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項第 1 号に規定する発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当するかどうか、同項第 2 号に規定する核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

II. 申請の概要

申請者が提出した保安規定変更認可申請書によれば、変更の概要は以下のとおりである。

1. 組織整備に伴う変更

組織整備に伴い、以下に示す組織を変更することから、関連する保安規定条文である第 1 編第 4 条、第 1 編第 5 条、第 2 編第 2 0 4 条、第 2 編第 2 0 5 条等を変更する。

- ・原子燃料課の新規設置
- ・訓練計画課業務を安全技術課に統合
- ・防災課業務を保修統括課及び総務課へ移管
- ・耐震工事課及び土木建築課の名称変更

Ⅲ. 審査の内容

Ⅲ－１. 原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項第１号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

- (１) 保安規定に定める保安に関する組織及び職務等が、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容等と整合していること

Ⅲ－２. 原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項第２号

本件審査に当たっては、本申請に係る保安規定の変更が、原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項第２号に規定する「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること」に該当するかどうかを確認するため、実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第１３０６１９８号（平成２５年６月１９日原子力規制委員会決定））及び廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準（原管廃発第１３１１２７１５号（平成２５年１１月２７日原子力規制委員会決定））（以下、これらを総称して「保安規定審査基準」という。）を基に判断した。

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

なお、ここで用いる項及び号番号は、特に断りのない限り実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和５３年通商産業省令第７７号）第９２条各項及び各号を表している。

(１) 第１項第３号（発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織）及び第３項第４号（廃止措置を行う者の職務及び組織）関係

第１項第３号及び第３項第４号について、保安規定審査基準は、本店及び工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを要求している。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、第１項第３号及び第３項第４号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

- ① 安全技術課が所管する原子燃料関係業務を新規設置する原子燃料課へ移管するものであり、保安のために講ずべき措置に必要な職務内容に変更はないこと
- ② 訓練計画課が所管する原子力防災に係る教育及び訓練管理業務を安全技術課へ移管し、訓練計画課を廃止するものであり、保安のために講ずべき措置に必要な職

務内容に変更はないこと

- ③ 防災課が所管する防災・火災防護業務及び消防防災・作業安全業務について防災・火災防護業務を保修統括課へ、消防防災・作業安全業務を総務課へ移管し、防災課を廃止するものであり、保安のために講ずべき措置に必要な職務内容に変更はないこと
- ④ 耐震工事課の名称を土木建築工事課に、土木建築課の名称を土木建築保守課に変更するものであり、保安のために講ずべき措置に必要な職務内容に変更はないこと